

第2期 能登町教育振興基本計画

「能登」の地と人に学び 未来を拓く

たくましい力をはぐくみ 一歩前へ進む人づくり



海洋教育（九十九湾 磯観察）

令和2年3月

（令和7年4月改訂）

能登町教育委員会

はじめに

教育は「人づくり」が大切であり、当町の明るい未来を切り拓くため、たくましい人材を育成することが重要です。



当町では平成27年3月に教育の総合的指針である「能登町教育振興基本計画」を策定し、子どもたちの確かな学力の育成をはじめ、町民の生涯にわたる「学び」や、年代に応じたスポーツ活動の支援など、未来を切り拓くための人づくりのため様々な施策に取り組んできました。

しかし、少子高齢化に伴う人口減少など、全国的な課題については地方創生など多方面の施策の展開があるにもかかわらず急激な変化は見られない状況です。現在は人生100年時代の到来といわれており、技術革新や地域間格差など教育における課題についても多様化しています。

こうした状況の中で、能登町第二次総合計画が策定され「明日を担う人材・地域をつくるプロジェクト」を重点として掲げています。たしかに人材育成を進めていくためにも「第2期 能登町教育振興基本計画」を策定し、この計画を当町の教育振興に関する総合的な施策の「大綱」として位置付けることとしました。

本計画では 「能登」の地と人に学び 未来を拓く たくましい力をはぐくみ 一歩前へ進む人づくりを基本理念としてふるさとに誇りと愛着を持ち、町の明るい未来を創造できる人材育成のため積極的に施策を展開していきます。

今後、計画の着実な実現に向けて学校をはじめ地域社会全体で連携し、それぞれが役割と責任を果たし、互いに協力していくことが必要であり、本計画を教育関係者はもとより広く町民に公開することで、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年3月

能登町教育委員会教育長 中 口 憲 治

目次

第一章 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3

第二章 社会の動向と教育をめぐる現状

1. 社会の動向と課題	5
2. 教育をめぐる現状と課題	8

第三章 能登町の教育の基本的な考え方

1. 基本理念	15
2. めざす人間像	15
3. 能登町教育基本方針	16
4. 基本方針と目標	17

第四章 施策と事業

1. まちの未来を担う人材を育てる学校教育の推進	
1-1 学力向上	21
1-2 豊かな心身の育成	24
1-3 特別支援教育の推進	28
1-4 家庭や地域との連携	30
1-5 教育環境の整備	33
1-6 指導体制の充実	36
1-7 保護者負担の軽減	37
2. 学ぶことに興味を抱ける生涯学習活動の推進	
2-1 生涯学習活動の展開	38
2-2 生涯学習施設の整備と活用	40
2-3 青少年健全育成の体制づくり	41
3. 郷土への愛着を醸成する地域文化・文化遺産の振興と継承	
3-1 文化振興事業の推進	43
3-2 文化財の保護と活用	45
3-3 歴史・文化を活かした交流人口の拡大	47

4. 健康で豊かな人間性を育てるスポーツレクリエーションの充実	
4－1 生涯スポーツの推進	49
4－2 スポーツ施設の整備と積極的活用	51
5. 国際社会に対応できる人材育成と国際交流の推進	
5－1 国際的視野を持つ人材の育成	53
5－2 外国語指導助手の招致と活用の拡充	54

第五章 計画の実現に向けて

1. 計画の周知	55
2. 地域社会との連携	55
3. 計画の進行管理	56

資料編

教育委員会組織図

教育関係等委員名簿

教育関係施設一覧

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町では、平成27年3月に平成30年（2018年）度を目標年度とする教育の振興に関する基本計画として「能登町教育振興基本計画」を策定しました。

この計画に基づき、学校教育、社会教育、社会体育の分野で11の重点目標を掲げ、能登町の第一次総合計画の基本目標「一步前へ進むまちづくり」のもと、各分野で施策に取り組んできました。この間に平成28年度には「能登町第二次総合計画」が策定され、「人をつなぎ、地域をつなぎ、明日へつなぐまちづくり」を基本目標（まちづくりの基本姿勢）に、教育分野では「地域を通じて共に学び、まちの未来を担う人づくり」を施策の大綱としました。

こうした中において平成27年10月には「能登町創生総合戦略」が策定され、時代の変化とともに取り組むべき課題が明確になり、各計画との整合性も重要となっています。

このため令和元年度からの5年間における能登町教育の目指す姿と施策の展開をあらためて示す「第2期 能登町教育振興基本計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

この計画を、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画とし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に規定する「大綱」として位置づけます。（能登町総合教育会議にて協議）

また、町のまちづくりの基本姿勢を示した「能登町第二次総合計画」における教育分野と連携するものとします。

《教育基本法》

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

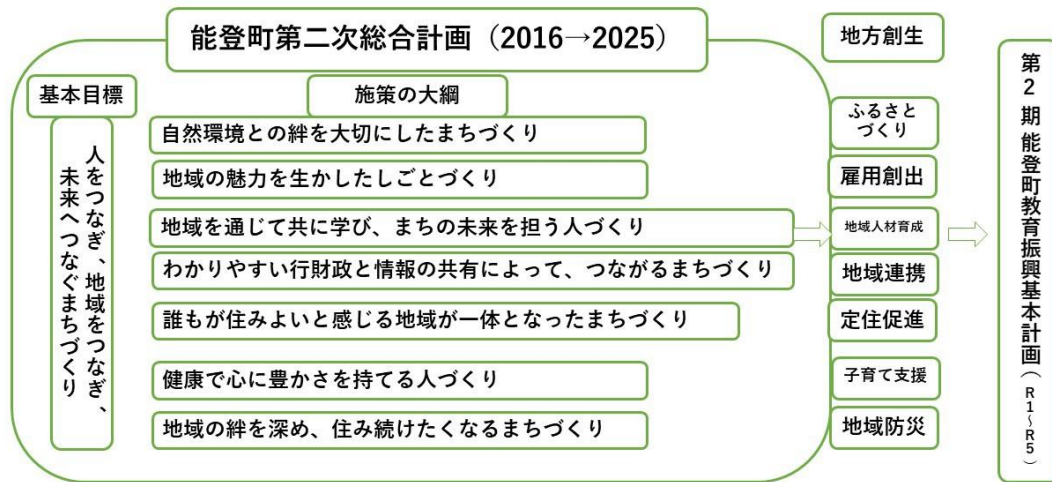
2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

能登町第二次総合計画の体系



3 計画の期間

計画の期間は令和元年（2019）度から令和5年（2023）度までの5年間とします。

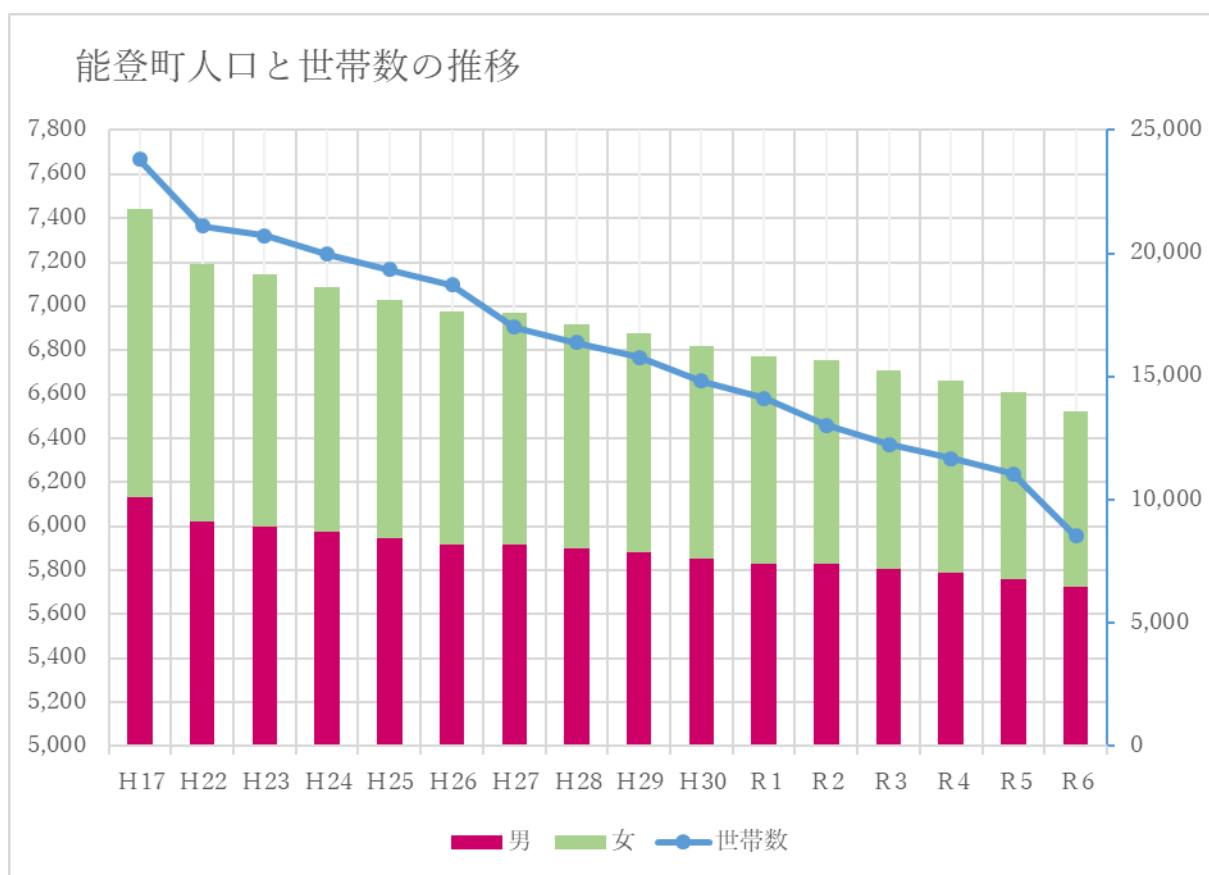
令和6年能登半島地震の影響により、第3期 能登町教育振興基本計画の策定が先延ばしとなったため、第2期 能登町教育振興基本計画を改訂し、計画の期間をしばらくの間延長する。

第2章 社会の動向と教育をめぐる現状

1 社会の動向と課題

◆ 人口減少と地方創生の推進

本町においても、めまぐるしく変化する社会情勢の中、さまざまな施策を展開してきましたが「能登町創生人口ビジョン」では、町の人口減少に歯止めはかからず、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば2040年には人口は1万人を下回ることが推計されています。人口減少時代に対応するため「能登町創生総合戦略」を平成27年10月に策定し少子高齢化に対応した施策を実施することで、将来にわたって一定規模の人口を維持し、地域力の向上を図り、次世代の希望が叶うまちづくりを目指しています。



能登町人口と世帯の推移

年次	世帯数	男	女	合計
平成 17 年	7,666	10,091	11,701	21,792
平成 22 年	7,364	9,099	10,466	19,565
平成 23 年	7,322	8,905	10,223	19,128
平成 24 年	7,236	8,683	9,951	18,634
平成 25 年	7,167	8,441	9,684	18,125
平成 26 年	7,096	8,192	9,431	17,623
平成 27 年	6,904	8,198	9,370	17,568
平成 28 年	6,836	8,026	9,118	17,144
平成 29 年	6,769	7,859	8,909	16,768
平成 30 年	6,659	7,592	8,643	16,235
令和 元 年	6,582	7,399	8,404	15,803
令和 2 年	6,458	7,377	8,310	15,687
令和 3 年	6,372	7,207	8,051	15,258
令和 4 年	6,309	7,012	7,820	14,832
令和 5 年	6,239	6,798	7,587	14,385
令和 6 年	5,956	6,454	7,148	13,602

※各年10月1日現在（国勢調査。ただし平成18～21年、平成23～26年、平成28～令和元年、令和3～6年は推計人口）※世帯数は不詳を含む総数。

◆ 高齢化の進展

今後の社会においては、長寿化に伴う「人生100年時代」の到来への対応と、超スマート社会（society5.0）の実現が重要テーマとなっています。高齢者から若者まで、全ての町民が活躍し続け、安心して暮らすことのできる社会を持続するための「人づくり」が必要です。

◆ 急速な技術革新

今後 10 年後頃には、第 4 次産業革命とも言われる、IoT やビッグデータ、AI 等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（society 5.0）の到来が予想されています。日本の労働人口の相当規模が技術的にはAI やロボット等に代替できるようになる可能性が指摘されています。

◆グローバル化の進展

あらゆる場所でグローバル化は加速し、情報通信や交通分野での技術革新により、新たな仕事や働き方、価値観などが移り変わっていく社会でも対応できる人材の育成が重要であり、人間の生活圏も広がっています。また、世界の国々の相互影響と依存の度合いは急速に高まっており、環境問題やエネルギー資源問題など地球規模の人類共通の課題が増大しています。

◆地域間格差など地域の課題

現在も東京一極集中の傾向が加速しており、全人口の 4 分の 1 以上が東京に集中する中で、民間機関による地方公共団体の「消滅可能性」に関する分析結果が発表され関係者に大きな衝撃を与えています。

◆自然災害の激甚化・頻発化

この100年で気象災害の激甚化・頻発化が目に見える形で進んできており、地球温暖化の進行に伴って、この傾向が続くと見込まれています。

また、令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」により、本町は甚大な被害が及び、私たちの生活は大きな打撃を受けました。

今後もさらに高まる自然災害リスクと正面から向き合い、次世代を担う子どもたちに防災意識を高めてもらうため、防災教育の取組を進めていく必要があります。

◆SDGs の推進

2015国連総会において「持続可能な開発のための17の国際目標（SDGs）」が採択されました。目標4「質の高い教育をみんなに」では、あらゆる人たちに質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進させて持続可能な社会の実現につなげる目標が掲げられています。

2 教育をめぐる現状と課題

◆子どもをめぐる課題

小・中学校の児童生徒の学力に関しては、国全体で学力調査結果が近年改善傾向にあり、また内閣府の調査によれば、9割以上が学校生活を楽しいと感じています。

子どもを取り巻く状況については、スマートフォンをはじめとした様々なインターネット接続機器などの普及に伴い情報通信技術（ICT）を利用する時間が増加する一方で、授業においてコンピューターを使っている時間は世界的には水準は低くなっています。今後、情報化が進展し、あらゆる分野の多様な情報に触れることが容易になる一方で、知覚した情報を吟味し、文章の内容を読み解く能力に問題が生じていることが指摘されています。

また、子どもが自然体験や文化芸術を体験して感性を豊かにする機会が重要視されており、地域・家庭と連携・協働しながら体験活動の機会を確保していく必要があります。

◆家庭の状況変化

家庭の状況に目を向ければ、三世帯世帯の割合が低下し、ひとり親世帯の割合が上昇傾向にあります。家庭教育は教育の原点であることを踏まえ、子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要です。このような世帯構造の変化や地域社会の変化に伴い、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えており相談体制が重要と指摘されています。

◆教師の負担

学校に求められる役割が増大し、教師に負担がかかっていることも指摘されています。文部科学省が実施した「公立小学校・中学校教員勤務実態調査研究」においても教師の勤務実態が示されていますが、献身的教師像を前提とした学校の体制では、質の高い学校教育を持続発展させることは困難となっています。

◆第 4 期教育振興基本計画(国)(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)

教育基本法の改正後、国は同法に基づく教育振興基本計画を策定し、教育の目的や理念を具体化する施策を総合的、体系的に位置付けて取り組みを進めてきました。改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の形成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と教育の目標を達成すべく「教育立国」の実現に向け更なる取組を必要としました。

将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会の維持・発展となるよう、社会課題の解決を経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による活力ある社会の実現に向けて「人への投資」を行い、Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成に取り組めます。

第 1 期 教育振興基本計画（平成 20 年 7 月 1 日閣議決定）

平成 20（2008）年からの 10 年間を通じて目指すべき教育の姿として①義務教育終了までにすべての子どもに自立して社会で生きていく基礎を育てる②社会を支え発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てるという 2 点を掲げ計画を推進しました。

第 2 期 教育振興基本計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）

第 1 期の検証結果を踏まえ「自立」「協働」「創造」を基軸とした新たな社会モデルを実現するための生涯学習社会の構築を旗印として、生涯を貫く教育の方向性を設定し教育政策を推進しました。

第 3 期 教育振興基本計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）

第2期計画の方向性を継承し、自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成と、一人一人が活躍し豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展を目指し、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化する教育施策を中心に推進した。

◆第2期石川の教育振興基本計画

石川県では平成23年1月に「石川の教育振興基本計画」、平成28年3月に「第2期石川の教育振興基本計画」を策定し、計画の基本理念である「未来を拓く心豊かな人づくり」の具体化に向けた取組を進めております。

こうした中、社会の動向や教育をめぐる状況は大きく変化しており、これらを踏まえて、令和3年度からの5年間における県教育の目指す姿と施策の展開の方向性を示す「第3期石川の教育振興基本計画」を策定し、様々な教育施策を積極的に展開しています。

この計画では石川県がめざす教育の姿、基本理念、めざす人間像、基本目標を掲げ施策を展開しています。

めざす人間像

ふるさとに誇りを持ち、広い視野に立って社会に貢献する人間

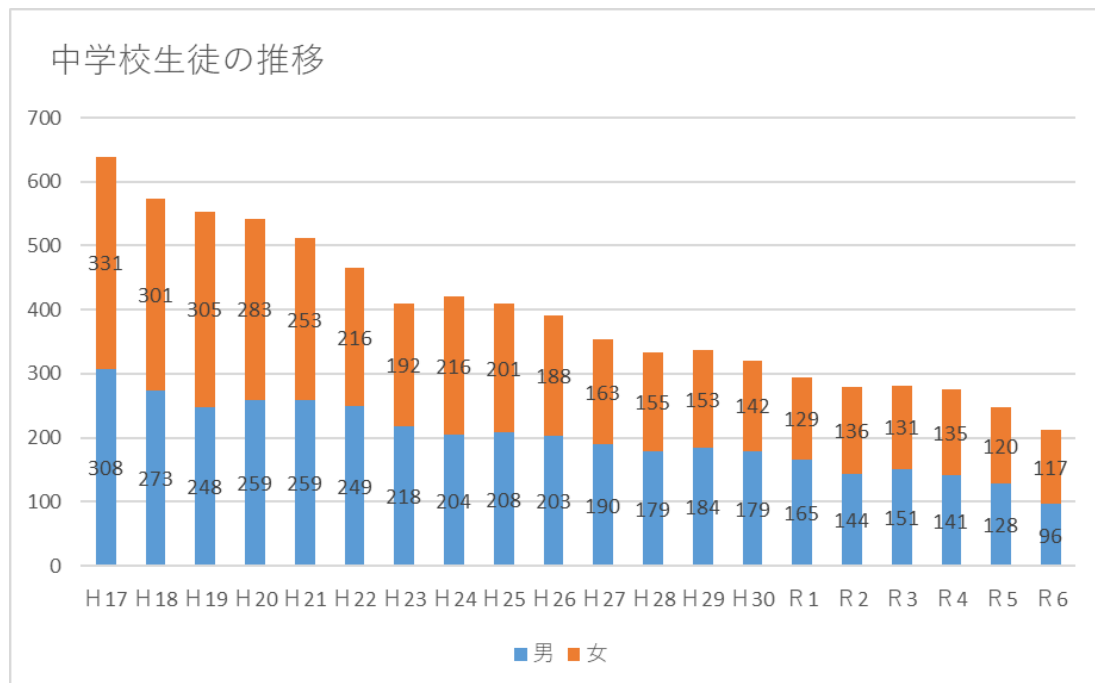
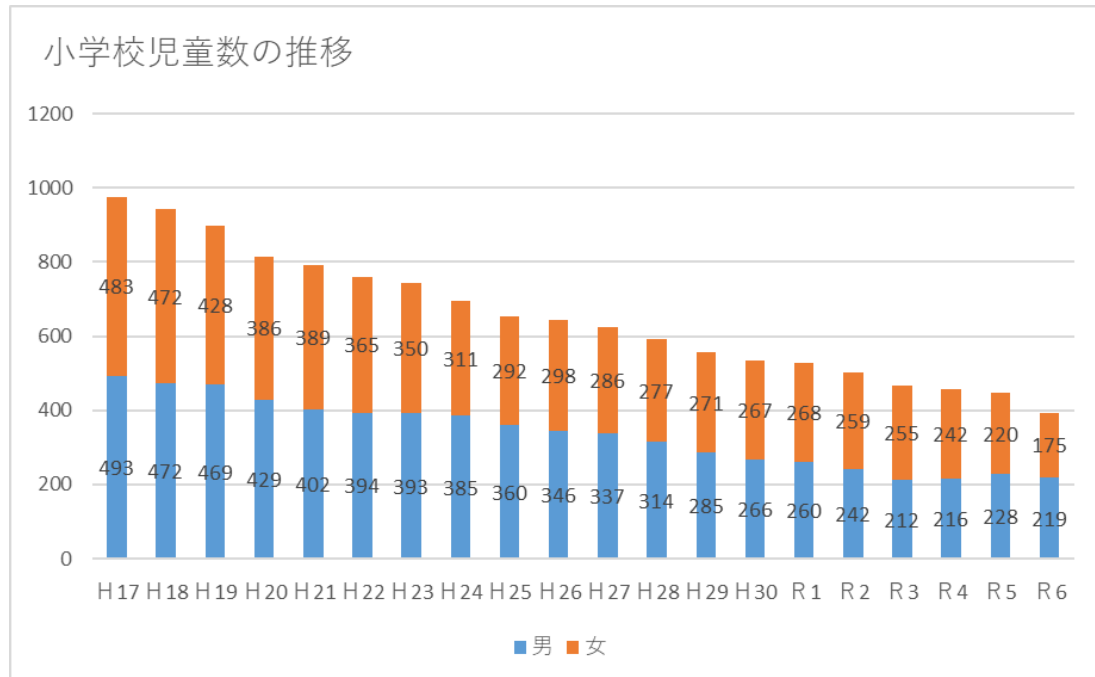
生涯学び続ける意欲に満ち、確かな学力を身に付け、個性や創造性に富む人間責任とモ

ラルを重んじ、人を思いやる心豊かな人間

健康や体力の増進に努める、活力ある人間

《学校教育》

◆ 児童生徒数



学校基本調査 各年度 5 月 1 日現在

能登町小学校児童数の推移

年度	男	女	合計
平 17	493	483	976
平 18	472	472	944
平 19	469	428	897
平 20	429	386	815
平 21	402	389	791
平 22	394	365	759
平 23	393	350	743
平 24	385	311	696
平 25	360	292	652
平 26	346	298	644
平 27	337	286	623
平 28	314	277	591
平 29	285	271	556
平 30	266	267	533
令 元	260	268	528
令 2	242	259	501
令 3	212	255	467
令 4	216	242	458
令 5	228	220	448
令 6	219	175	394

能登町中学校生徒数の推移

年度	男	女	合計
平 17	308	331	639
平 18	273	301	574
平 19	248	305	553
平 20	259	283	542
平 21	259	253	512
平 22	249	216	465
平 23	218	192	410
平 24	204	216	420
平 25	208	201	409
平 26	203	188	391
平 27	190	163	353
平 28	179	155	334
平 29	184	153	337
平 30	179	142	321
令 元	165	129	294
令 2	144	136	280
令 3	151	131	282
令 4	141	135	276
令 5	128	120	248
令 6	96	117	213

◆学力

○価値観の変化

複雑で予測困難な社会であるからこそ、変化を前向きに受け止め社会や人生、生活を人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにすることや、複雑化・多様化した現代社会の課題に対して、主体的な学びや多様な人々との協働を通じ、その課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと等が求められています。

これまでの教育の中で育まれてきた「生きる力」や、その中で重視されてきた知・徳・体の育成の現代的な意義を改めて捉え、夢と志を持って可能性に挑戦するために必要な力を確実に育んでいくことが重要です。

◆ 児童生徒

○特別支援教育

障害のある子どもについて、一人ひとりの障害の状態やニーズに応じてその可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培う特別支援教育の推進が必要です。

○体力の維持

子どもたち一人一人の体力を向上させるために、運動能力テストの結果を効果的に活用し、また、県全体で取り組む「体力アップ1校1プラン」「スポチャレいしかわ」等を積極的に推進します。

中学校においては、運動部活動の活動方針に基づいて活動時間や休養日の適正化を進め、バランスのとれた生活や成長に配慮します。また、部活動指導員や外部指導者を派遣するとともに、指導力の向上ならびに安全な部活動運営に努めることが必要です。

なお、学校部活動の地域移行については「地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てる」という意識の下で、生徒の望ましい成長が保証できるよう、学校と地域による連携強化を図りながら学校部活動から地域クラブ活動への移行を推進していきます。

◆ 学校と教員

○学校の適正規模

国が示す適正規模を現在の能登町にあてはめた場合、小学校1校、中学校1校が適正規模となります。しかし、通学距離や地域性の課題が残ります。

そのため、本町では「能登町の将来を担う子どもたちが、よりよい教育条件、教育環境の下で教育を受けること」を基本に「地域における学校の役割」を十分に考慮した一定規模の集団による教育力を生かす教育環境の整備を目指し、令和5年3月に「能登町立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針及び実施計画」を策定しました。

しばらくの間、小学校は現在の5校の維持、中学校は現在の4校を段階的に1校にしていきます。

○教職員の働き方改革

教職員の多忙化改善に向けた取組方針に基づき、教職員の時間外勤務の縮減に向け、具体的取組を進めております。「月80時間を超える教職員ゼロ」及び、文部科学省が定めた指針の上限時間「1か月45時間、1年間360時間以内」を目指し、子どもたちと向き合える時間を十分に確保し、効果的な教育活動を行います。

《社会教育》

○社会全体での見守りと学校連携

核家族化やひとり親世帯の増加など、近年家庭形態の変化により、親自身が「子育て」を学ぶ機会が少なくなってきました。子育てに不安を抱えるなど、家庭においても教育する力の低下が見られ社会全体での見守りが必要な家庭が増加しています。

地域で子どもを育てるといった意識をもち、子どもたちを健全に育成していく上で、学校家庭地域が一丸となって取り組むことが求められています。

○地域における活動の停滞

個人の生活を優先することにより、団体活動を避けて生活することが多くなっています。そのため、地域における人のつながりが弱く、支えあいの意識も希薄となってきました。社会教育団体においても活動の参加者が減少し、役割を十分に果たすことが出来ないことが見受けられます。町民の主体的な参加を促し、企業など様々な機関・団体等が連携して地域活動の活性化に取り組む必要があります。

《スポーツ》

国は令和4年3月に第3期スポーツ基本計画を策定し、スポーツの価値を高めるため、スポーツを「つくる／はぐくむ」、スポーツで「あつまり、ともに、つながる」スポーツに「誰もがアクセスできる」の新たな「3つの視点」を支える施策を展開しています。

一億総スポーツ社会の実現を目指すため、そしてスポーツに対する関心の高まりに応えるため、スポーツイベントの充実や環境の整備を進める必要があります。

第3章 能登町の教育の基本的な考え方

1 基本理念

「能登」の地と人に学び 未来を拓く たくましい力をはぐくみ 一歩前へ進む人づくり

本町のまちづくりの基本姿勢は「人をつなぎ、地域をつなぎ、未来へつなぐまちづくり」を基本目標に、これまでに進めてきた施策を未来につなぎ「未来の能登町を担う人づくり」を進めています。本町の教育においては「人づくり」を重要なものとし、本計画においてもめざす人間像、教育基本方針を定めています。

2 めざす人間像

- (1) 確かな学力を身に付け、個性や創造性に富む人間
- (2) 責任とモラルを重んじ、人を思いやる心豊かな人間
- (3) 健康や体力の増進に積極的に取り組む、活力ある人間
- (4) ふるさとに誇りを持ち、広い視野にたって社会に貢献する人間

3 能登町の教育基本方針

基本方針1 まちの未来を担う人材を育てる学校教育の推進

基本方針2 学ぶことに興味を抱ける生涯学習活動の推進

基本方針3 郷土への愛着を醸成する地域文化・文化遺産の振興と継承

基本方針4 健康で豊かな人間性を育てるスポーツ・レクリエーションの充実

基本方針5 国際社会に対応できる人材育成と国際交流の推進

4 基本方針と目標

基本方針1 まちの未来を担う人材を育てる学校教育の推進

子どもたちの基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力、主体的に取り組む態度を育成します。

子どもたちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、個人の価値を尊重し、男女の平等を重んじる態度、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度、前向きに挑戦しやり遂げる力などを養います。

多様化する家庭環境に対し、地域全体で家庭教育を支えます。また、地域社会との様々なかわりを通じて、子どもたちが安心して活動できる居場所づくりを進め、子どもたちにこれからの時代に必要な力や、地域への愛着や誇りを育成します。さらに、家庭や地域と学校との連携・協働を推進します。

目標1-1 学力向上

目標1-2 豊かな心身の育成

目標1-3 特別支援教育の推進

目標1-4 家庭や地域との連携

目標1-5 教育環境の整備

目標1-6 指導体制の充実

目標1-7 家庭の経済状況や地理的条件への対応

基本方針2 学ぶことに興味を抱ける生涯学習活動の推進

人生 100 年時代を見据え、全ての人が、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する生涯学習を推進し、「学び」と「活動」の循環を形成します。

少子高齢化、人口減少などの環境変化に対応し、人々が孤立することなく生きがいを持って社会に参加し、地域社会の活力の維持・向上を図るため、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展に向けた学びを推進します。

目標2-1 生涯学習活動の展開

目標2-2 生涯学習施設の整備と活用

目標2-3 青少年健全育成の体制づくり

基本方針3 郷土への愛着を醸成する地域文化・文化遺産の振興と継承

文化財を次世代へ確実に継承するために、修理・整備保存し合わせて専門的知識を持った人材育成をします。日本遺産はじめ地域の文化財の総合的活用など文化財を活用した地域活性化に取り組みます。

目標3-1 文化振興事業の推進

目標3-2 文化財の保護と活用

目標3-3 歴史・文化を活かした交流人口の拡大

基本方針4 健康で豊かな人間性を育てるスポーツ・レクリエーションの

充実

全ての人がスポーツを「する」、「みる」、「ささえる」機会を確保するとともに、住民に夢と感動を与えてくれるアスリートの育成を支援、スポーツを通じた地域の活性化を推進し活力ある社会へ導きます。

目標4-1 生涯スポーツの推進

目標4-2 スポーツ施設の整備と積極的活用

基本方針5 国際社会に対応できる人材育成と国際交流の推進

グローバル人材育成については、他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付け様々な分野で活躍できる人材の育成に取り組みます。

目標5-1 国際的視野を持つ人材の育成

目標5-2 外国語助手の招致と活用の拡充

第4章 施策と事業

基本方針1 まちの未来を担う人材を育てる学校教育の推進

目標1－1 学力向上

◎現状と課題

日々刻々と変化する社会で他と共生し豊かな人生を送るためには、どのような時代であっても身に付けておくべき基礎的・基本的な力と、課題に対して柔軟に、かつ、創造的に解決できる力が求められます。さらに加速する社会の変化に備え、子どもたち一人一人の学力を確実に伸ばす教育が必要です。

本町の児童生徒の学力は、全国トップクラスの石川県の平均と比べてもほとんどの教科が県平均値を上回っており、基礎的・基本的な知識・技能及び活用に関する力が確実に身に付いているといえます。しかしながら、学校・学年間で学力の定着状況にばらつきがみられるため、学力向上対策を組織的に推進できる体制づくりが求められます。

子どもたちが、新しい時代を切り開いていくために、自ら課題を見つけ主体的に判断し、多様な人々と協働しながらその解決に向けて粘り強く取り組むことができる力が必要となります。本町が他の市町に先駆けて導入・活用してきた ICT 機器やネット環境の整備をベースに、国の施策である GIGA スクール構想の実現と充実を図り、教師・学習者を支援する先端技術の効果的な活用や、小学校でのプログラミング教育の充実を図ります。また、特別支援教育においても、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導を推進するとともに、合理的配慮に基づいた学習環境整備に努めます。

施策1 学力向上対策

町独自の学力調査を小3、小5、中1、中2において継続して実施するとともに小4、小6、中3で行われる国や県の学力調査と合わせ経年的に学力を分析し、指導法や個別指導を充実させます。

本町では、小学1年生～中学3年生までの各発達段階に応じて外国語に慣れ親しむ授業づくりを推進するとともに、ICTを効果的に活用し、オンラインでマンツーマンの英会話を体験する機会を設け、異文化を理解することを通して外国語教育を一層充実させていきます。

事業

- ・学力調査（全国、石川県、町）
- ・英語力向上対策事業
- ・オンライン英会話授業

施策2 組織的・計画的な授業の改善

授業の中で、資質・能力を子どもたちに確実に身に付けさせるために、教師の授業改善をさらに充実させます。

事業

- ・奥能登教育事務所と連携した授業改善（計画訪問、要請訪問等）

施策3 推進校及び指定校による先進的研究

主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進、カリキュラム・マネジメントの確立といった新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた新学習指導要領の趣旨が学校現場で理解され実現されるよう、教材の整備や効果的な指導の実践できるよう取り組みます。

事業

- ・学力向上対策事業
- ・学力向上実践研究推進事業
- ・海洋教育
- ・環境教育ISO の取り組み

施策4 読書活動の推進

児童生徒が多様な読書活動や学習活動での図書の活用などができるよう、学校図書の整備をするため学校図書館指導員を配置します。

事業

- ・学校図書館指導員配置事業
-

施策5 読書活動の推進

G I G A スクール構想により、児童生徒の1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備により、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 I C T 環境を促進します。そのため、I C T 支援員を将来的に2校に1人配置となるようにします。

これまでの教育実践と I C T を効果的に活用することで、教師・児童生徒の力を最大限に引き出し、I C T 教育により次世代で活躍する人材の育成を図ります。

事業

- ・学校間のオンラインによる交流授業
- ・教職員の交流による授業力の向上

◎達成目標

項 目	現状 (R5)	目標値 (R7)
全国学力・学習状況調査小6算数平均正答率	全国平均+2.9%	全国平均+5%
全国学力・学習状況調査中3数学平均正答率	全国平均-2.3%	全国平均+3%

項 目	現状 (R5)	目標値 (R7)
英検 3 級以上取得率 (中3卒業時)	38.5%	60%

目標1－2 豊かな心身の育成

◎現状と課題

少子高齢化が進む本町において、地域コミュニティの希薄化や、核家族化にともなった家庭の教育力の低下を背景に、子どもたちの生活習慣の乱れや規範意識の低下が指摘されています。今後ますます多様化する社会の中で、子どもたちに基本的な生活習慣を身に付けさせ、規範意識を高めるとともに、自らを律しつつ、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育む必要があります。答えが一つではない道徳的な課題に子どもたちが向き合い、お互いに考え、議論する態度を育むことも重要です。

いじめは、どの学校でも起こり得るものであるとの認識のもと、学校や家庭・地域・関係機関が一体となって、子どもたちにいじめを許さない意識を醸成することが必要です。県や町、各学校における「いじめ防止基本方針」などを踏まえつつ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むことが求められます。

本町においても不登校問題は、生徒指導上の喫緊の課題となっています。不登校は、取り巻く環境によっては、どの子どもたちにも起こり得るものとしてとらえなければなりません。また、中学生になると増加する傾向にあり、環境の変化に対応できる力を早期から育むとともに、小中学校間の円滑な接続を進める必要があります。

生涯にわたって健康な生活を送るための基礎を作るには、学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実する必要があります。また、学校・家庭・地域が連携して、子どもたちの生活リズムを整えるなど、子どもたちの健康づくりに取り組んでいくことが重要です。

近年の社会状況の急激な変化にともない、子どもたちの食生活の乱れも指摘されています。食育については、第一義的な役割は家庭にあります。学校においても食育推進体制を整備して取り組むことが大切です。

本町の子どもたちの体力は、小学校、中学校それぞれにおいて概ね全国平均レベルにあります。

しかし、子どもたちの遊びの内容、時間、場所、仲間の減少、スクールバス通学等による登下校時の身体活動の減少から、運動をする子としない子の二極化の傾向が見られるようになっていきます。生涯にわたって心身ともに健康で豊かな運動習慣を形成するためには、学校での授業や体育的行事、部活動のなどの充実を図ることが大切です。

子どもたちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、個人の価値を尊重し自然を大切に、環境の保全に寄与する態度、前向きに挑戦しやり遂げる力などを養うことが必要です。

施策1 体力・運動能力の向上

各学校において、体力・運動能力調査等の結果を踏まえ、児童生徒の実態や各学校の実状に即した取組により、児童生徒の体力向上を図ります。

事業

- ・体力アップ1校1プラン

施策2 学校保健、学校安全、学校給食、食育の充実

各学校で学校保健計画を作成し、家庭や関係機関と連携して、保健教育・保健管理の充実に取り組めます。特に、多様化する食物アレルギーやアナフィラキシーショック等については、当該児童生徒の保護者との連携を密にし、未然防止や危険回避に努めるとともに、教職員研修の実施や関係機関との連携を図り、学校における対応の充実を図ります。

事業

- ・おさかな給食の実施
- ・食育推進事業
- ・学校保健・安全計画の作成

施策3 道徳教育的な態度の育成に向けた指導

道徳が「特別の教科道徳」と新たに教科化されたことにより、「心の教育」をより積極的に進め、生命を尊重する心、他人を思いやる心、倫理観、正義感等、人としてのあり方や生き方を学び、コミュニケーション能力溢れる人間性豊かな子どもを育成していきます。

事業

- ・道徳教育推進事業

施策4 子どもの権利の理解に向けた指導

自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などを培う教育活動を組織的・計画的に実施します。

事業

- ・人権教育推進事業

施策5 体験活動の充実

知らない土地の自然や文化、歴史に触れることで能登町の魅力の再発見につなげ、郷土愛を一層高める取組を推進しコミュニケーション能力の向上を図ります。また、伝統文化や芸術を大切にし、伝承していく人材育成に取り組みます。

事業

- ・姉妹都市交流事業（小学生 流山市、中学生 小林市）
- ・伝統文化に触れる体験（久田和紙による卒業証書の制作：中学校）

施策6 社会的、職業的自立に向けた必要な能力の育成

子どもたちが主体的に課題に向き合い、判断しながら、社会の中で他者とともに課題を解決する力が求められます。その中で育成される自己肯定感や自己有用感を高めるための取り組みとして、体系的・系統的なキャリア教育を推進します。

事業

- ・キャリア教育の実施（職場体験：中学2年生）

施策7 生徒指導・教育相談体制の充実

生徒指導、教育相談体制の充実を図るための事業を実施します。

事業

- ・QU アンケートの実施（年2回）

施策8 いじめ・不登校への取り組みの充実

不登校対策として、子どもたちや保護者の不安解消を図り、復帰に向けた支援を行うため、児童生徒が悩みを気軽に相談できる環境を提供します。

事業

- ・学校ハートフル相談員の配置（中学校）
- ・ハートフルフレンド相談員の派遣

項 目	現状（R5）	目標値（R7）
いじめの認知件数（いじめアンケート）	19件	0件

◎達成目標

項 目	対象学年	現状 (R5)	目標値 (R7)
全国体力・運動能力調査の体力合計点	小学 5 年	男 53.5 点 女 55.2 点	男50点 女50点
	中学 2 年	男 50.5 点 女 48.5 点	男50点 女50点

目標1－3 特別支援教育の推進

◎現状と課題

各学校において、支援を要する子どもの数は一定の割合で推移しており、特別支援学級や通級指導教室の設置をしています。特別な支援を要する子どもたちのために特別支援教育支援員を配置しています。

該当児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みなど、個に応じた適切な支援や合理的配慮に基づいた環境整備や校内支援体制の充実、教職員をはじめ保護者等に対する研修及び講演会による特別支援教育への理解を深めていく必要があります。

施策1 特別支援教育の充実

一人一人の教育的ニーズに応じた適切な就学に向けて、教育支援委員会の役割の充実を図るとともに、教育・医療・福祉などの関係機関と連携を深めます。

事業

- ・巡回教育・就学相談の実施
- ・教育支援委員会の設置、運営

施策2 障がいのある子どもの望ましい就学の実現

各校の「特別支援教育コーディネーター」を中心として情報共有や教員研修に努めるとともに特別支援教育支援員の研修を実施し情報交換やスキルアップに努めます。

事業

- ・特別支援教育支援員配置事業
- ・連携支援会議

特別支援学級設置状況（令和6年度）

学級数		
小学校	中学校	計
5	7	12

特別支援教育支援員配置数（令和 6 年度）

配置数

小学校	中学校	計
14	4	18

通級指導教室開設状況（令和 6 年度）

開設校

小学校	中学校	計
3	3	6

目標1－4 家庭や地域との連携

◎現状と課題

地域に「開かれた学校」として家庭や地域社会に対して積極的に働きかけを行い、ボランティアや文化・スポーツ活動、また防災教育などの学校外活動を通じ、地域の一員としての自覚と誇りを持つような取組を実践し、家庭・PTA や地域との連携を図っています。

学校だよりや学校のホームページで情報発信を行い、学校の活動を家庭や地域にオープンにすることで、学校の運営についての意見や評価を反映しながら信頼され魅力ある学校づくりを目指します。

学習や交流、地域コミュニティーの場、また地域防災拠点としての役割もあり、バリアフリー化など町民が活用しやすいような施設として、教育活動のみならず地域への開放を前提とした整備を進めることも、今後は検討していく必要があります。

生涯学習社会への移行が求められている現在、家庭やPTA、また教育員会が連携し、地域の教育力の充実に努める必要があります。

地域社会のつながりや支えあいの希薄化等による地域の教育力の低下や、学校が抱える課題の複雑化・困難化といった社会的課題の解決を目指すとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤として、地域と学校が連携・協働し、地域社会で未来を担う子どもたちの成長を支えていくため「コミュニティスクール（学校運営協議会制度）」と「地域学校協働活動」の一体的な推進が必要です。

施策1 地域への学校開放の実施

地域社会の一員としての自覚を促すような活動に参画する機会を充実させ、地域の活性化に主体的に寄与することのできる人材の育成を図ります。

事業

- ・ 各種スポーツ団体、一般への学校施設開放

施策2 学校評議員の参画による開かれた学校運営

地域住民の学校運営への参画を制度的に位置付け、開かれた学校運営を図るとともに学校や地域の実情に応じて、柔軟な対応ができるようにすることを目的とし、学校評議員を設置し、自己の判断に基づき、校長に個別に意見を述べ、より地域に密接した連携を図ります。

事業

- ・学校評議員の配置

施策3 学校の教育活動の発信

生涯学習社会への移行が求められている現在、家庭やPTA、また教育員会が連携し、地域の教育力の充実を図ります。

事業

- ・能登町 PTA 連合会研究大会での取組説明

施策4 授業参観・学校行事への参加

学校だよりや学校のホームページで情報発信を行い、学校の活動を家庭や地域にオープンにすることで、学校の運営についての意見や評価を反映しながら信頼され魅力ある学校づくりを目指します。

事業

- ・学校一般公開

施策5 学校通学路の巡回指導等の支援活動体制

家庭、学校、地域の協力体制の下、通学路の交通安全を確保したり、登下校時のパトロールを強化したり、不審者に関する情報を迅速に共有したりすることで子どもの安全確保に取り組みます。

事業

- ・通学路合同点検（関係機関連携）

施策6 放課後やスポーツ・文化活動等への学びの提供

子どもたちが放課後を安全・安心に過ごし、地域の方々の参画を得て、多様な活動の機会を引き続き提供します。教室の実施にあたっては、児童の事情に配慮するよう努力し、福祉部局と連携しながら内容の充実を図ります。

事業

- ・放課後子ども教室の実施

施策7 魅力ある学習機会の提供

児童生徒が家庭においても十分に学習ができるよう情報技術を適切かつ効果的に活用した学習機会の提供に努めます。

事業

- ・教育支援ソフト（eライブラリ）の活用

◎参考指標

項 目	現状（R5）
放課後子ども教室への1日平均参加人数	15 人
放課後子ども教室の年間開設日数	100 日

目標1－5 教育環境の整備

◎現状と課題

教育施設は、安全・安心で良好な学習、生活環境を確保する必要があります。本町では、全8校の小中学校の構造体の耐震化が完了しています。

しかし、建築後20年以上の学校が約8割を占めており、長期間の使用を前提として予防的な改修が必要です。（建築後45年以上経過は建て替えの検討）子どもたちの安全と健康を守るため計画的・効率的な長寿命化が急務となっています。このほか、令和元年6月末には全小中学校の普通教室すべてにエアコンを設置しました。

子どもたちに一人一人に個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境を整備するため令和元年度末に「GIGAスクール構想」が示され、子どもたちに一人一台のタブレット端末の提供と、学校における高速大容量のネットワーク環境（校内LAN）の整備が行われることになりました。

子どもたちに対する教育効果は、一定規模の集団の中で学ぶことにより得られるものであると考えられます。小・中学校の適正規模については、学校教育法施行規則により12～18学級の基準が示されています。本町においては数年来、少子化等の影響から学校規模に偏りが生じている状況が続いております。中には、2つの学年で編成される複式学級が生じる規模まで子どもの数が減少している学校もあります。このような学校の小規模化は、子ども同士の人間関係や社会性の育成、学校としての教育指導、学校運営面に様々な影響を与えることが考えられます。

施策1 学校施設の維持管理

子どもたちの安全な学習環境を確保するため将来の財政負担の縮減と老朽化による事故等の危険リスクを低減する計画的・効率的な施設整備を推進します。

事業

- ・ 学校施設毎の個別施設整備計画の策定
- ・ 学校施設の改修（トイレの洋式化及び乾式化対策）

施策2 学校防災対策の推進

災害時における避難行動などに必要となる適切な判断力・対応力を育み、課外活動として地域防災について学び、また町の防災総合訓練に参加するなど防災意識の高揚を図ります。

事業

- ・ 防災教育の実施
- ・ 防災訓練の実施

施策3 学校規模の適正化

子どもたちの教育活動を中心に据え、地域の実情に合わせ、保護者や地域の方々の意向も尊重しながら、学校配置や通学手段の整備を含め、適正化に向けた対応を図ります。

※「能登町立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針及び実施計画」の策定（R5.3月）

事業

- ・ 学校規模の適正化に向けた検討委員会の設置
- ・ 学校統合における準備委員会の設置

施策4 ICT環境の充実

「学校における ICT 環境の整備方針」に基づき、学習者用コンピューターや大型掲示装置、超高速インターネット、無線 LAN の整備など計画的に ICT 環境の整備を加速化します。あわせて、学校における情報セキュリティの確保に取り組み、教師及び児童生徒が安心して学校でICT を活用できる環境の整備を促進します。

事業

- ・ GIGA スクール構想の実施
- ・ ICT 支援員配置事業の充実

◎達成目標

項 目	現状（R5）	目標値（R7）
児童生徒 1 人 1 台パソコンの設置 1 台あたり	1 人	1 人
トイレの洋式化	69%	80%
ICT 支援員配置（各校巡回数）	3回以上/週	3回以上/週

目標1－6 指導体制の充実

◎現状と課題

学校現場は教職員の情熱と献身的な努力に支えられている面があります。教職員が心身の健康を損ない子どもたちと真摯に向き合うことが出来なくなることが心配され、優秀な人材確保が難しくなることが予測されます。

若手職員を短い期間で育成し、プロ意識を持つよう現場での指導を充実させていくことが必要です。

新学習指導要領の確実な実施に努め、子どもたちに基礎的・基本的な知識や技能、および、学んだ力を生かすための思考力・判断力・表現力などを身に付けさせます。

授業の中では、資質・能力を子どもたちに確実に身に付けさせるために、教師の授業改善をさらに充実させます。そのため、町独自の学力調査を小3、小5、中1、中2において継続して実施するとともに、小4、小6、中3で行われる国や県の学力調査と合わせ経年的に学力を分析し、指導法や個別指導を充実させます。

教職員の時間外勤務時間の平均を減少させるとともに、業務分担の適正化等により数年のうちに時間外勤務時間が80時間を超える教職員ゼロを目指します。

時間外勤務の縮減により懸念される「教育の質」については、落とすことのないよう教育委員会として問題意識を学校とともに共有し着実に取り組んでいきます。

限られた時間の中で、効率的に・効果的に生徒の技能向上を図るためにも、部活動指導員の配置をして教職員の負担軽減を図ります。また、統一した部活動休養日の設定や適正な活動時間の目安設定をします。

学校のICT 環境整備の促進、各教科等の指導における ICT 活用の促進、児童生徒の情報活用能力の育成が今後急速に展開されるため対応が急務となっています。

教員の多忙化改善のため、校務のICT 化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上に取り組む必要があります。

施策1 教職員の資質向上

確かな学力、豊かな心、健やかな体を持つ子どもを育むことができるよう、若年層教職員の指導力向上や育成に関する研修を重点に教職員全体の資質・能力向上を図ります。

事業

- ・教職員研修
- ・若手教員早期育成プロジェクトの実施

施策2 教職員の多忙化改善のための取組

学校における働き方改革を推進し、授業やその準備に集中できる時間や自らの専門性を高めるための時間、児童生徒と向き合うための時間を十分確保し、教職員がそれぞれの力を発揮していくことができるよう支援を行います。

事業

- ・長期休業中の学校閉庁日の設定
- ・部活動の方針策定と部活動指導員配置、地域クラブ活動への移行
- ・スクールサポートスタッフ配置事業
- ・校務支援システムの導入

目標1－7 保護者負担の軽減

施策1 経済的・地理的条件に対する支援と保護者負担の軽減

教育機会の均等を確保するため、就学援助や育英資金事業を実施するなど、経済的に就学困難な子どもに関わる就学を援助します。

事業

- ・通学費補助事業
- ・就学援助事業
- ・学校給食費補助事業
- ・育英資金事業

基本方針2 学ぶことに興味を抱ける生涯学習活動の推進

目標2-1 生涯学習活動の展開

◎現状と課題

医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上などにより、平均寿命は著しく伸長し、人生100年時代の到来が予測されています。より豊かに生きるため、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、地域や社会の課題解決のための活動につなげていくことの必要性が一層高まっています。

町まちづくり出前講座を通して、町民の多様な学習ニーズに対応した学習機会の提供を行っています。町民の学びが地域課題の解決に向けた気づきや行動を生み出す契機となることが期待されています。

生涯学習の成果や各地域の取り組みを発表する場として、能登町生涯学習振興大会を毎年開催し、参加者に新たな生涯学習の発見の機会を提供しています。本大会の開催によって、地域コミュニティづくりと生きがいある生活づくりに役立っています。

町民の様々な学習ニーズに応えるため、各公民館を中心に、高齢者だけでなく幅広い年齢層を対象とした講座を提供しています。今後は社会情勢がめまぐるしく変化するなかで、町民一人ひとりが、豊かな生涯を送るために必要な知識や技能は、これまで以上に多様化・高度化していくものと思われます。その多様化・高度化に対応できるよう、生涯学習に取り組む町民を支援していくことが求められます。

施策1 生涯学習事業の推進

人生100年を見据えたライフサイクルの中では、若年期に身に付けた知識や技能のみで生き抜くことは不可能となります。長い人生を生きるために、生涯を通して知識と時代の変化に応じたスキルを獲得できるよう、「いつでも、どこでも、何度でも学べる環境」づくりに取り組めます。

事業

- ・ 能登町まちづくり出前講座の実施
- ・ 生涯学習推進大会の実施
- ・ 社会教育活動団体への支援

施策2 公民館活動の推進

各公民館において、町民の多様な学習ニーズに応じた、高度な知識・技術の習得を行う機会の提供や、自主的な学習活動の推進のため、各種講座の充実を図ります。

また地域の特色を活かした活動を展開するため各公民館の主体性を持たせた「特色ある公民館活動」を実施します。

事業

- ・ 特色ある活動事業
- ・ 公民館自主事業（教室、各種大会）の充実支援

施策3 各種団体との連携及び人材育成

青少年団体や女性団体をはじめとした社会教育関係団体に対し、組織の拡充及び活動の活性化のために必要な支援を行います

事業

- ・ 婦人団体協議会への活動支援

目標2-2 生涯学習施設の整備と活用

◎現状と課題

生涯学習の活動拠点となる公民館や図書館等については、子どもから高齢者までが気軽に利用できるよう環境整備を進めます。

図書館においては、レファレンスサービスの充実を図るとともに、読書グループ（専門員）の育成、各種イベントの開催を推進し図書館ネットワークの一層の活用を図ります。

図書館職員研修や、読書ボランティアの育成などを計画的に実施するとともに、子どもたちが自ら進んで読書習慣を身に付けることができる環境づくりを目指します。

施策1 図書館機能の充実及び適正管理(読書活動推進事業の推進)

能登町図書館協議会において図書館運営にかかる課題について委員から意見を聴取し図書館機能の充実を図ります。中央図書館等でのイベントの開催を中心に、図書館利用者の増加と満足度の向上に努めます。

事業

- ・図書館協議会の設置運営
- ・図書館でのイベント開催

施策2 生涯学習施設整備と機能の充実

施設において魅力ある事業を企画展開し、町の魅力を発信しながら魅力ある誘客に努めるとともに、町民にも愛着のある施設となるよう事業を実施します。

事業

- ・施設ごとの魅力ある誘客事業の実施

◎達成目標

項 目	蔵書冊数	現状（R5）	目標値（R7）
中央図書館	43,195 冊	利用者数 13,261 人 図書貸出数 20,729 冊	20,000 人 32,000 冊
柳田教養文化館	30,107 冊	利用者数 9,630 人 図書貸出数 9,867 冊	17,000 人 18,000 冊

目標2-3 青少年健全育成の体制づくり

◎現状と課題

子どもの健康や安全に関しては、朝食を欠食する児童生徒の割合が増加しているといった食習慣の乱れなど多様化する健康課題のほか、性や薬物等に関する情報の入手が容易になったり、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）における対応等の新たな安全上の課題も生じたりするなど、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しています。

家庭の状況に関しては、三世帯世帯の割合が低下し、一人親世帯の割合が上昇傾向にあります。家庭教育は全ての教育の出発点であることを踏まえ、このような世帯構造の変化や地域社会の変化に伴い、子育てについての悩みや不安を抱えながらも、身近に相談できる相手がいないといった家庭が多いものと予想されます。

令和4年4月から民法改正によって、成年年齢が18歳に引き下げられ、これに伴い18歳に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになりました。

しかし、その反面、未成年者取消権は行使できなくなり、消費者トラブルが増加することが予想されます。そのため、未成年のうちから、契約に関する知識を学び、様々なルールを知った上で、その契約が必要かよく検討する力を身につけておくことが重要です。

施策1 青少年を地域ぐるみで育む環境整備の推進

本町では、専門の相談員による、家族問題や日常生活の悩み、DVなど電話相談「なんでも相談カナリア」を開設しています。今後は相談員の知識・傾聴力の向上を図り、多様化する青少年を取り巻く問題に対応していきます。

事業

- ・ 青少年育成センター運営協議会の運営
- ・ 電話相談員による相談窓口の設置

施策2 青少年の自立と社会参画に向けた支援の充実

地域社会全体で心身ともに健全な青少年を育成するため、人生の節目となる年齢において自立を意識する事業を実施します。

事業

- ・ 立志の集い
- ・ 二十歳のつどい

施策3 家庭教育の在り方について学習する機会と情報の提供

男女がともに主体的に地域活動に参加し、地域力を向上することにより子どもたちが伸びやかに成長するよう取り組みを支援します。

事業

- ・ 男女共同参画推進協議会の設置運営

基本方針3 郷土への愛着を醸成する地域文化・文化遺産の 振興と継承

目標3-1 文化振興事業の推進

◎現状と課題

町の歴史、伝統、文化に対する意識を継承しながら、郷土に対する愛着を深めていくことは重要なことです。

優れた文化に触れる経験は、子どもの豊かな感性や創造性、文化に親しむ心を育みます。

また、地域ならではの特色ある文化に触れることは、子どもたちにとって、ふるさとの誇りと愛着の醸成につながります。このため、子どもたちがさまざまな伝統文化・芸術を鑑賞・体験する機会の充実が求められています。

町民の文化活動については、町文化協会が中心となり、公民館等を利用して教室を開くなど積極的に取り組んでいます。また本町では、文化活動事業の推進を図るため、文化協会の活動を支援しています。

施策1 伝統文化の継承に向けた施設整備

町の歴史、伝統、文化を通じて、町民の郷土愛を醸成するため、遠島山公園内の文化施設の再整備などを推進していきます。

事業

- ・遠島山公園再整備事業

施策2 文化芸術芸能鑑賞機会の充実

子どもが古典芸能やオーケストラなど優れた舞台芸術のほか、邦楽、舞踊などの伝統芸能や美術について、鑑賞する機会の充実に取り組みます。

事業

- ・芸術鑑賞推進事業

施策3 文化・芸術団体に対する支援と伝統芸能、文化の発表機会の提供

地域の文化活動団体を結束し文化の創造・育成に努める町文化協会の活動を継続的に支援し、各団体と連携を図りながら文化活動を推進します。また、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指します。

事業

- ・町文化協会支援（文化祭の開催）
- ・公民館等での民族芸能体験教室の実施

施策4 文化財に親しむ機会の提供と情報発信

歴史民俗資料や遺跡出土品について、適切に保存管理するとともに、町民のニーズに応じて、能登町の歴史文化について理解が深まる魅力ある展示を行います。

貴重な文化財の価値を正しく理解し、地域全体で後世に伝えていくため、また、文化財の価値や魅力を次世代に継承するため、学校教育や社会教育の場において学習する機会を積極的に提供するとともに、文化財に関する多様な情報の発信に取り組みます。

目標3-2 文化財の保護と活用

◎現状と課題

本町の文化財は、郷土の歴史、伝統、文化等を理解するために欠くことができないものであると同時に、町づくり、地域づくりの基礎をなすものです。町民の財産として学校教育、社会教育の場において保存・活用を推進していく必要があります。

一方で、文化財所有者の高齢化や文化財の経年劣化による保存修理の負担が大きな課題となっています。

施策1 文化財の価値、魅力の継承

町内に所在する国指定文化財をはじめとする指定文化財のほか、未指定文化財についても的確に把握し、必要に応じて文化財指定をして保存を図ります。

事業

- ・ 指定文化財の保存
- ・ 未指定文化財の的確な把握
- ・ 包蔵地での調査の実施

施策2 文化財の保護、歴史民俗資料・遺跡出土品の継承

文化財の保護活用のため、学識経験者により文化財の調査研究を継続実施します。また、町民に広く親しまれ、貴重な文化財であることを意識づけるための取り組みを実施します。

事業

- ・ 文化財保護審議会の設置運営
- ・ ユネスコ無形文化遺産の保存継承
- ・ 能登内浦のドブネ保存整備事業
- ・ 県指定建造物「中谷家住宅附屋敷構え」の国指定を目差す取り組み

施策3 史跡事業の推進と価値の向上

事業推進のため、学識経験者の意見を取り入れながら価値の向上に取り組めます。

事業

- ・ 真脇遺跡整備事業
- ・ 松波城址整備事業

◎達成目標

項 目	現状（R5）	目標値（R7）
歴史文化に関する出前講座の参加人数	125 人	200 人
真脇遺跡縄文館の来館者数	3,764 人	8,000 人

目標3-3 歴史・文化を活かした交流人口の拡大

◎現状と課題

本町は、能登半島国定公園に含まれる海岸景観や「日本の原風景」とも表現される里山景観など豊かな自然環境や、歴史・文化を活かした観光資源があります。近年は、文化財も観光資源同様に地域の魅力あるものとして位置づけられており、交流人口の拡大につながるものとして認識されています。

こうした文化財の魅力を高めて交流人口の拡大を推進していくため十分な情報発信を構築していく必要があります。

施策1 観光振興、地域振興事業との連携

日本遺産として認定されている「能登のキリコ祭り」が本町の各地域で多く受け継がれており、町外の祭りへの参加など町の文化財を活かした交流について観光振興事業等を活用するため連携して取り組み、交流人口の拡大を図っていきます。

事業

- ・日本遺産「能登のキリコ祭り」体験事業
- ・美術館、資料館における企画展示の実施

基本方針4 健康で豊かな人間性を育てるスポーツ・レクリエーションの充実

目標4-1 生涯スポーツの推進

◎現状と課題

町民の生涯にわたるスポーツ活動の振興を図るため、町民の誰もがそれぞれの体力や年齢に応じて参加できる、ニュースポーツ体験会や能登町民ソフトバレーボール大会の事業を実施しています。また、町体育協会を中心として、本町が支援している町内のスポーツ団体が各種スポーツイベントを開催しています。

猿鬼歩こう走ろう健康大会は、昭和62年から継続して開催している本町のメインスポーツイベントです。大会には町民の多くが競技者やボランティアとして関わり、町民の健康管理の意識高揚が図られ郷土の良さを認識する機会となっています。

本町では、65歳以上の高齢者人口が今後も引き続き増加していくことが予測されています。

高齢者が日頃からスポーツやレクリエーション活動に参加することは、健康の増進や生きがいづくりの観点からも大切なことであり、年齢にかかわらず、多様なニーズに応じたスポーツの振興が求められています。

施策1 各種団体との連携支援及び指導者育成

町民がスポーツに関心を持つため、関係団体をはじめ地域や学校などと連携しスポーツの魅力を啓発し、地域でスポーツ指導を行う指導者を養成するための講習会を開催します。

事業

- ・体育協会、スポーツ少年団事業支援と連携
- ・指導者養成講習会の実施

施策2 競技スポーツの振興

スポーツ競技に積極的に参加できるよう部活動大会への支援を行います。

事業

- ・部活動大会支援事業

施策3 スポーツに親しむ機会の提供と推進

町民の生涯にわたるスポーツ活動の振興を図り、町民がスポーツに関心を持ち、日頃から体力・健康の増進のため、誰もが気軽に運動・スポーツに親しむことができる環境の整備に取り組みます。

事業

- ・猿鬼歩こう走ろう健康大会の実施 ※能登半島地震以降安全な開催ができるまで延期
- ・町民交流事業（ペタンク・ソフトバレーボール大会など）
- ・テニスフェスティバルの開催支援

施策4 参加型スポーツ、地域スポーツ活動の推進

スポーツ推進のためスポーツ推進委員会を中心に、各種事業の実施に係る連絡調整や、スポーツの実技指導などを行います。

事業

- ・スポーツ推進委員の設置（各公民館下推薦）
- ・型地域スポーツクラブの創設検討（部活動の地域移行）

◎達成目標

単位：人

項目	現状（R5）	目標値（R7）
猿鬼歩こう走ろう健康大会 参加者数	926	未定

目標4-2 スポーツ施設の整備と積極的活用

◎現状と課題

内浦総合運動公園、藤波運動公園など、町内のスポーツ施設は、町民の多様なスポーツ活動の基盤として重要な役割を担っています。しかし、町有のスポーツ施設の多くは、建築から相当年数が経過しており、老朽化対策やユニバーサルデザインへの配慮など、利用者の視点に立った設備の整備や機能の充実が求められています。

今後、「能登町公共施設等総合管理計画」の基本的方針を軸に町全体の施設数の適正化について検討していきます。

施策1 施設の維持管理

本町のスポーツ施設については、整備から維持管理までのトータルコストの縮減や効用の最大化を図るため、長寿命化対策などによる機能の維持と向上に努めます。

事業

- ・各施設の維持管理

施策2 施設間の連携及び機能強化

年齢や性別、障害の有無にかかわらず、すべての人々が安全かつ快適にスポーツを楽しむことができるよう機能の充実に努めます。また、ふるさと振興課や指定管理者と連携し、各種大会や合宿の誘致に努めます

施策3 学校施設開放と活用

学校の地域開放の観点から、誰もが気楽に学校体育施設を利活用できるよう、施設の利便性を高めます。

事業

- ・各競技団体、一般への学校施設開放

◎参考指標（社会体育施設利用人数）

単位：人

項 目	現状（R5）
藤波運動公園	32,786
内浦総合運動公園	27,070
能都体育館	13,848
柳田体育館	5,375

※期間：R5.4.1~12.31

基本方針5 国際社会に対応できる人材育成と国際交流の推進

目標5-1 国際的視野を持つ人材の育成

◎現状と課題

グローバル化する社会を生きる子どもたちには、外国語で身に付けた資質・能力を生かして多様な人々と協働しながら様々な問題を解決していく力が求められています。本町では、小学1年生～中学3年生までの各発達段階に応じて外国語に慣れ親しむ授業づくりを推進するとともに、体験的に異文化を理解することを通して外国語教育を一層充実させていきます。そのため、授業では実際に英語を用いて互いの考えや気持ちを伝え合う言語活動を設定し、英語を使ったコミュニケーションを図る基礎的な資質・能力を身に付けさせます。

国際化時代、交流時代に対応し、町民主体の国際交流活動、地域間交流活動を進め、地域の活性化、人づくりを促進します。

国際色豊かなまちづくりや国際感覚を備えた人材育成のため、中学生を海外へ派遣し、ホームステイをしながらホストファミリーや現地の人と交流を行なっています。

また、近年ではオンラインによる母国語者とのマンツーマンの英会話により、コミュニケーションを通じて異文化や、世界の多様性を理解する力も同時に育んでいます。

施策1 人材の育成

中学生が、ホームステイをしながら、ホスト校で英語を学び現地の人との交流や、オンラインでの母国語者との英会話を通して、異文化を理解し、広い視野と実践力を備えた人材の育成を図ります。

事業

- ・中学生海外派遣事業 ※新型コロナウイルス感染症の発生以降休止中
- ・オンライン英会話授業

◎参考指標

項目	現状 (R1)
中学生海外派遣事業参加者数	11人

目標5－2 外国語指導助手の招致と活用の拡充

◎現状と課題

本町では、JET プログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）を活用し町内の小中学校で行われる英語の授業に外国語指導助手として2名任用しています。

子どもたちには、外国語指導助手とのかかわりを通じて外国の異文化にふれながら英語を学んでおり、国際的な人的交流を通じて豊かな感性を育成することが必要です。

施策1 異文化交流の促進

継続的に外国語指導助手を任用し子どもたちの英語教育に役立てます。

事業

- ・外国語指導助手の英語授業サポート

第5章 計画の実現に向けて

1 計画の周知

(1)町民に対する広報

本計画の着実な実施に向け、本計画に掲げた目標や施策の方針などが、教育関係者や保護者ほか多くの町民に共感されるよう町のホームページ等を活用して周知を図ります。

また、本計画の進捗状況や関係する情報について積極的に公開し取組状況や成果について広報に努めます。

(2)教職員に対する周知徹底

教育施策において学校教育は大きな部分を占めています。本計画の実行性を確保するため、教職員それぞれが計画に対する理解を深め、意識しながら教育を実践することができるよう機会を捉えて周知徹底を図ります。

2 地域社会との連携、協働

(1)学校での実践

学校が組織的に本計画の施策に取り組む等、教職員の理解を得て計画の実行性を高めることが重要です。

教職員がそれぞれの専門性を発揮し、外部人材の積極的な活用など学校としての組織力を高めることにより学校現場での着実な計画推進を図ります。

(2)家庭や地域、企業との連携

本計画の実施にあたり、行政や教育分野の機関だけでなく子どもの教育にとって一義的責任を有する家庭、社会性や公共性を得ることのできる地域との連携が必要です。

(3)町部局との協働

教育施策を確実に進めるためには教育行政だけでなく、町行政との協働が不可欠です。緊密な情報交換により、町行政、教育行政が協働し必要な取り組みを実現していきます。

3 計画の進行管理

《計画の点検評価》

教育委員会においては、計画の進捗状況を点検、評価し指標の達成状況などを管理します。点検評価については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき点検結果を広く公表するとともに事業の進行を管理します。

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

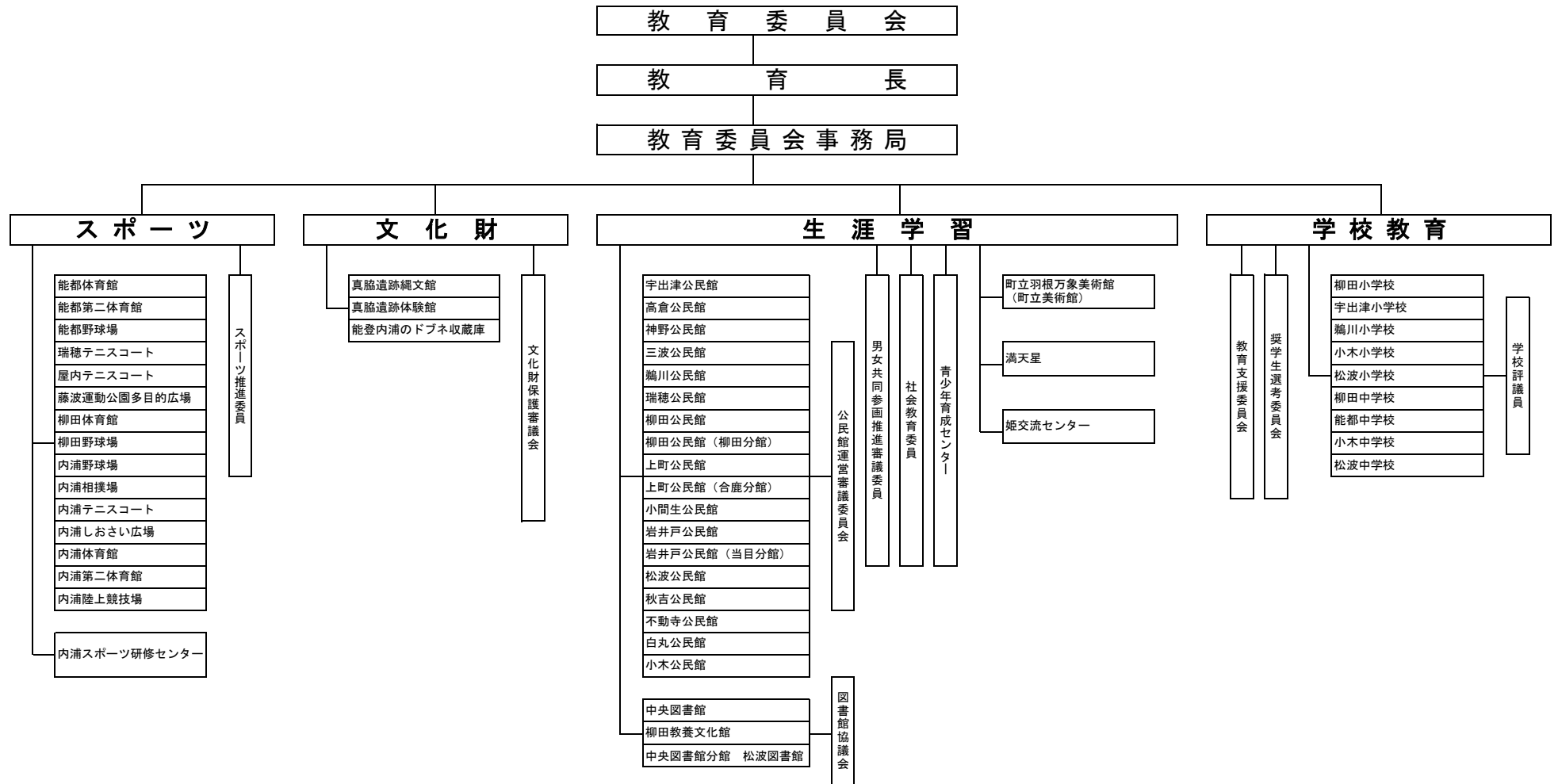
資料編

能登町教育委員会組織図

能登町教育委員会関連組織委員名簿

能登町教育委員会所管施設一覧

能登町教育委員会組織図



教育関係等委員名簿

【教育委員】

(4月27日現在)

役 職 名	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
教 育 長	中 口 憲 治	中口 眞智	眞 智 富 子	→	→
教育長職務代理	仲 谷 由 美	上 結 謙一郎	→	→	梶 佐紀子
委 員	仲 谷 由 美	梶 佐紀子	→	→	→
委 員	一 谷 美枝子	→	濱 高 芳 美	→	→
委 員	上 見 正 人	→	→	→	→
委 員	上 結 謙一郎	→	→	→	→

【町立学校長】

(4月1日現在)

学 校 名	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
柳 田 小 学 校	角 間 久美子	→	角 間 雅 之	→	→
宇出津小学校	眞 智 富 子	坂 口 浩 二	→	→	→
神 野 小 学 校	※宇出津小に統合				
真 脇 小 学 校	※宇出津小に統合				
鵜 川 小 学 校	永 草 いづみ	→	→	時 兼 薫	富 水 知 子
三 波 小 学 校	※鵜川小に統合				
瑞 穂 小 学 校	※鵜川小に統合				
小 木 小 学 校	六 田 茂 行	→	加 藤 政 昭	→	倉 見 倫 代
松 波 小 学 校	前 田 稔 子	→	→	宮 本 秀 人	→
柳 田 中 学 校	白 坂 正 勝	→	→	沖 坪 雄二郎	→
能 都 中 学 校	西 又 浩 二	三 井 松 夫	→	→	→
鵜 川 中 学 校	※能都中に統合				
瑞 穂 中 学 校	※鵜川中に統合				
小 木 中 学 校	水 上 晃 一	→	倉 見 淳	→	小 原 正 義
松 波 中 学 校	三 井 松 夫	中 社 進	→	→	岡 本 智 子

【文化財保護審議会】

(4月1日現在)

役 職 名	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
会 長	平 田 文 博	→	→	→	→
委 員	矢 後 源 治	→	→	濱 野 伸 雄	→
委 員	河 合 元 一	→	→	坂 井 恵 一	→
委 員	濱 野 伸 雄	→	→	矢 後 源 治	→
委 員	仲 谷 由 美	→	→	廣 澤 孝 俊	→
委 員	坂 井 恵 一	→	→	袖 吉 正 樹	→
委 員	平 野 良 照	→	→	馬 場 克 弘	→
委 員	廣 澤 孝 俊	→	→	和 田 学	→
委 員	中 島 俊 一	—	—	—	—

【社会教育委員】

(4月1日現在)

役 職 名	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
議 長	池 岸 雅 弘	→	→	内 平 俊 春	→
委 員	矢 後 源 治	→	→	→	→
委 員	修 田 勝 良	小 畠 正 巳	→	→	→
委 員	道 下 富美子	端 博 美	→	西 海 有希子	→
委 員	中 山 満 子	森 田 敏 彦	→	重 野 さとみ	→
委 員	上 野 礼 子	田 保 衣 子	→	→	→
委 員	内 平 俊 春	→	→	棚 田 郁	→
委 員	高 井 邦 夫	佐 藤 美智子	→	→	→
委 員	久 田 幸 子	太 田 百合子	→	→	→

【スポーツ推進委員】 ※H23まで体育指導委員

(4月1日現在)

役 職 名	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
委 員 長	浅 見 敏 夫	→	小 川 勉	→	→
委 員	小 川 勉	→	→	→	→
委 員	川 崎 実千代	→	→	→	→
委 員	田 中 隆	→	→	→	→
委 員	岡 野 弘 幸	→	→	→	→
委 員	森 美生子	→	橋 本 恭 祐	→	→
委 員	洲 崎 瞳	→	→	→	→
委 員	谷 内 博 則	→	→	→	→
委 員	浅 見 敏 夫	→	→	→	→
委 員	坂 井 昭 吾	→	→	→	→
委 員	井 田 豊 実	→	→	→	→
委 員	棚 田 郁	→	→	→	野 杉 守
委 員	坂 井 和 宏	→	→	→	→
委 員	大谷内 潔	→	垣 内 芳 明	→	→
委 員	吉 田 義 法	→	→	→	→
委 員	北 村 礼 子	→	→	→	→
委 員	板 谷 弘 幸	→	→	→	→

能登町教育委員会所管施設一覧

令和6年5月現在

教育施設

No.	名 称	設立年次	住 所	備 考
1	能登町立柳田小学校	平成14年	柳田礼部2番1地	
2	能登町立宇出津小学校	昭和51年	宇出津△字1番地	
3	能登町立鵜川小学校	昭和54年	鵜川25字28番地	
4	能登町立小木小学校	昭和55年	小木4字16番地	
5	能登町立松波小学校	昭和46年	松波15字80番地	
6	能登町立柳田中学校	昭和52年	柳田礼部3番地	
7	能登町立能都中学校	平成25年	藤波14字35番地	
8	能登町立小木中学校	昭和53年	小木1丁目1番地1	
9	能登町立松波中学校	昭和49年	松波16字26番地	

社会教育施設（公民館・図書館等）

No.	名 称	建設年次	住 所	備 考
1	能登町立宇出津公民館	平成26年	宇出津△29字2番地	公民館
2	能登町立高倉公民館	昭和49年	姫12字36番地	公民館
3	能登町立神野公民館	昭和56年	鶴町11字13番地1	公民館
4	能登町立三波公民館	令和3年	波並3字113番地	公民館
5	能登町立鵜川公民館	昭和53年	鵜川18字128番地	公民館
6	能登町立瑞穂公民館	昭和54年	瑞穂10字166番地	公民館
7	能登町立柳田公民館	昭和49年	柳田仁部54番地	公民館
8	能登町立柳田公民館（柳田分館）	昭和43年	柳田主部91番地	公民館
9	能登町立上町公民館	平成28年	上町8字485番地	公民館
10	能登町立上町公民館（合鹿分館）	昭和55年	合鹿28字65番地	公民館
11	能登町立小間生公民館	平成30年	小間生儿部23番地	公民館
12	能登町立岩井戸公民館	昭和56年	黒川26号11番地	公民館
13	能登町立岩井戸公民館（当目分館）	昭和35年	当目38字118番地3	公民館
14	能登町立松波公民館	令和1年	松波13字77番地	公民館
15	能登町立秋吉公民館	昭和47年	秋吉7字57番地	公民館
16	能登町立不動寺公民館	昭和47年	不動寺8字200番地1	公民館
17	能登町立白丸公民館	平成21年	白丸2字17番地	公民館
18	能登町立小木公民館	平成3年	小木15字30番地1	公民館
19	能登町立中央図書館	平成26年	宇出津△字29番地2	図書館
20	柳田教養文化館	平成17年	柳田礼部8番地1	

社会教育施設（文化施設等）

No.	名 称	建設年次	住 所	備 考
1	能登町立羽根万象美術館（町立美術館）	平成元年	宇出津イ字112番地5	文化施設
2	石川県柳田星の観察館「満天星」	平成5年	上町口部1番1	観光施設
3	能登町真脇遺跡縄文館	平成9年	真脇48字100番地	縄文館
4	能登町真脇遺跡体験館	平成16年	真脇48字98番地	体験館
5	能登内浦のドブネ収蔵庫	令和3年	真脇35字25番地	収蔵庫
6	姫交流センター	平成8年	姫10字250番地	研修施設

社会教育施設（スポーツ施設）

No.	名 称	建設年次	住 所	備 考
1	能登町能都体育館	昭和54年	崎山1丁目1番地	体育施設
2	能登町能都第二体育館	昭和58年	藤波14字35番地	体育施設
3	能登町能都野球場	昭和46年	宇出津イ字5番地	体育施設
4	能登町瑞穂テニスコート	昭和53年	瑞穂10字166番地	体育施設
5	能登町屋内テニスコート	平成2年	藤波23字1番地	体育施設
6	能登町藤波運動公園多目的広場	平成9年	藤波24字71番1	体育施設
7	能登町柳田体育館	昭和56年	柳田梅部55番地	体育施設
8	能登町柳田野球場	昭和56年	柳田梅部90番地	体育施設
9	能登町内浦野球場	昭和54年	布浦拓20番地1	体育施設
10	能登町内浦相撲場	昭和54年	布浦拓20番地1	体育施設
11	能登町内浦テニスコート	昭和59年	布浦拓4番地5	体育施設
12	能登町内浦しおさい広場	平成2年	布浦拓20番地1	体育施設
13	能登町内浦体育館	昭和55年	布浦拓20番地4	体育施設
14	能登町内浦第二体育館	平成3年	布浦拓4番地5	体育施設
15	能登町内浦陸上競技場	昭和55年	布浦拓20番地5	体育施設
16	能登町内浦スポーツ研修センター	昭和55年	布浦拓字20の3	研修センター

能登町教育振興基本計画

令和2年3月 発行(令和7年4月改訂)

編集・発行／能登町教育委員会事務局

〒927-0492 石川県鳳珠郡能登町字宇出津卜字50番地1

電話0768-62-8537 FAX0768-62-8538